

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第24号	法 規 集	第12編第3章		
所 管 室 課	県土整備局都市部都市公園課				
条 例 の 概 要	本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項で規定する「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県立都市公園では、少子高齢化の進展や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定等の社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組んでいる。</p> <p>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な基準を定めており、引き続き、必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図るための取組が着実に進捗しており、有効に機能している。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例で規定する特定公園施設の基準は、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」等を参酌して定めており、必要最低限なものといえる。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例は、「かながわランドデザイン」の政策分野「健康・福祉」の主要施策である「県立都市公園のユニバーサルデザイン化の推進」に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な設置基準が規定されていることから、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。</p>			
その他					
見 直 し	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び改善等の			

結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	必要はない。
果	5 廃止を検討する。	